

こしがや保健ガイド広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が作成するこしがや保健ガイドへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 こしがや保健ガイドとは、市民の健康づくりを推進する保健事業の周知を目的とし、4月1日から翌年3月31日までの1年度間の各種保健事業の日程等を掲載した年度ごとに作成する発行物をいう。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第4条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 縦5.5cm×横9cm
- (2) 2号広告 縦5.5cm×横18cm
- (3) 3号広告 縦11cm×横9cm

(広告の募集枠数)

第5条 広告の募集枠数は、1号広告の規格で8区画分とする。

(広告の刷色)

第6条 広告の刷色は、こしがや保健ガイドの印刷仕様に準ずるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1号広告の規格で1区画につき、30,000円とする。

(広告の版下及び原稿の作成)

第8条 広告の版下及び原稿は、市が指定する方法により申込者の負担で作成し、市が指定する期日までに、市が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは、還付する。

(広告の内容)

第10条 市民の健康づくりの推進というこしがや保健ガイド作成の趣旨にそぐわないおそれのある内容の広告及び掲載する保健事業の実施内容につき市民に誤解を招くおそれのある内容の広告については、越谷市広告掲載に関する要綱第3条第10号に該当するものとして、掲載しないものとする。

- 2 広告主は、広告の内容、デザイン等がこしがや保健ガイドのイメージを損ねること及び掲載内容について誤解を招くことのないよう健康づくり推進課と調整しなければならない。

(その他)

第 1 1 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。